

# 東北地方太平洋沖地震に伴う 運転免許証の有効期限延長のお知らせ

運転免許証の有効期限が平成23年8月31日まで延長されます。



有効期限の末日(左の場合、平成23年3月11日)が、

平成23年3月11日(地震発生日)以降の方

については、8月31日まで引き続き運転することができます。

\* 各種手続き開始日については、各免許センター等の業務  
が再開したいお知らせします。

対象となる方

宮城県内全ての市町村にお住まいの方が対象となります。

※ 県内各免許センターの他、免許事務を行っている各警察署においても、震災のため業務が停止していますのでご注意ください。  
業務を再開する場合は、再度、広報いたします。